

近代日本において大学の本質はどのように考えられてきたか(5)

What is the idea of the university ? — historical change of the answers in Modern Japan (5)

寺 崎 昌 男

はじめに

日本の指導者層は大学の本質的性格をどのようなものと考えてきたか。前号では、大正期後半から昭和戦前期を対象に検討した。

その結果確かめられたのは、

- 1) 大学の本質的な使命は専門教育と学術研究の双方にあることがますます明瞭に確認され、加えて、教授会の必置原則の明文化、学位授与主体の文部省から大学への移行等を通じて大学の「自治」原則の承認が行われたこと、
- 2) 特に学生の自主的学習の重要性に対する関心が明確化し、単位制度の採用、学年制の廃止と科目選択制の開始、成績表示における素点主義の排除と成績順位公表の撤廃などを通じて、自主的学習への関心が高等教育レベルにおいても確認されたこと、
- 3) かつて内閣部内にいた井上毅さえも批判した「高度の教育（学士称号への教育）の帝国大学による独占」という事態は克服され、府県及び私人の大学設立が公認され、公立大学・私立大学が誕生したこと、
- 4) ただしその機会拡大は男子青年にだけ与えられ、女子青年には及ばなかったこと、
- 5) 博士学位の授与権は文部大臣の手を離れて各大学に移行したこと、
- 6) 大学成立の要件として「永続性」という社会的属性が加わり、おそらくそれと密接に関連して、大学の設置に関し天皇による「勅裁」という行政手続が付け加えられたこと、

等であった。

1940（昭和15）年の高等教育状況

上記のうち、1)、5) は、大学の自治と権威に関わる改革であった。これらの背後には、ドイツ大学像の決定的な影響が見られた。

他方、3) の影響は極めて大きかった。

この時期以降、日本の高等教育機関の制度的な類型は、帝国大学、官立単科大学、公立大学、私立大学、官立・私立大学予科、官・公・私立高等学校（三年制

と七年制）、官・公・私立専門学校、高等師範学校（すべて官立）というように大幅に「多様化」し、同時に「多層化」した。言いかえれば3) によって、大学を含む高等教育の全体構造は、戦後の改革を受け止めるような大衆化の第一歩を踏み出した。

もちろん戦後改革に当たっても、「多層化」によって温存・確認された高等教育のヒエラルヒー（序列構造）は潜在的に継承され、高度経済成長期には拡大・固定した。しかし、他の言い方をすれば、第二次世界大戦後に日本の大学・高等教育の画期的な大衆化が可能だったのは、大正・昭和期に、前号で示したような広範かつ大規模な制度改革が実現して、さまざまなレベルの高等教育機関が生まれていたからであった。

さて戦前の日本の高等教育において最も安定した数量的構成を確かめることができるのは、昭和に入ってから15年経った1940（昭和15）年である。概況を記しよう。

- ① 大学は総計47校、うち26校が私立、官立は19校であった。校数構成からすれば、私学の比重は、現在より遙かに低かった。ただし学生数は、官立約2万3,000人に比して私立5万2,000人であり、私学の比重はかなり大きかったことになる。
- ② 大学予備教育機関であった高等学校と大学予科は、総計64校、両者32校ずつであった。ただし設立主体には大きな差があり、高等学校の場合は32校中25校が官立で、公立は3校、私立は4校に過ぎなかった。これに対して大学予科は32校中私立が26校を占め、官立は4校、公立は2校であった。
- ③ 高等教育機関中最大の比重を持っていたのが専門学校であった。

実業専門学校と私立大学付設の専門部を専門学校の一部として加えると、総計219校、生徒数総計は約13万人余にのぼった。そのうち9万人が私立学校生徒であり、官立学校生徒の3万4000人を大きく引き離していた。女子生徒を含んでいたのは高等教育機関の中ではこの専門学校だけであり、約4万人に及んだ。そのうち97%が私立専門学校に在籍していた。

なお、専門学校については、その後の量的拡大

にも注目しておかなければならない。すなわち5年後の1945年には、総計219校だったのが同311校にまで増加した。それだけではなく、医学専門学校の増設によって医学部門が7倍になり、工学・理学関係が3倍、水産関係ならびに女子専門学校が2.5倍というように、多くは戦争のもたらす需要が、構成の激変を生んだ。

工学系増加の背景には、文科系私立大学をできれば理科系に転換させるだけでなく工業専門学校に変えさせるという国策が働いていた（1943年10月閣議決定「教育ニ関スル戦時非常措置方策」）。

- ④ 高等師範学校は、この年男子2校、女子2校の合計4校に過ぎなかった（敗戦までに3校増設された）。他方、師範学校が3年後の1943年から専門学校に準ずる教育機関になって高等教育レベルに数えられるようになったから、高等教育における教員養成学校の比重は急増した。

本質観はどう変わったか

昭和初期から戦中期にかけての大学の本質観にはどのような推移が見られたであろうか。概観すると、次のように纏めることができる。

第一に、大正後半から昭和にかけての改善状況を冒頭1)～6)のように纏めたが、その後の戦争への突入という大変動にもかかわらず、大学の本質観は、今回の対象時期にかけて変化なく維持された。

ただし高等学校令や専門学校令の目的規定には、下記のように「錬成」というタームが導入された。その改訂作業は、戦局が苛烈化した1943年という時点だったにもかかわらず進められた。

＜高等学校・専門学校の目的規定の変化＞

高等学校

〔1918＝大正7年〕

高等学校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ国民道德ノ充実にカムヘキモノトス（第一条）

〔1943＝昭和18年〕

高等学校ハ皇国ノ道ニ則リテ男子ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ施シ国家有用ノ人物ヲ錬成シ大学教育ノ基礎ヲシムルヲ以テ目的トス（第一条）

専門学校

〔1928＝昭和3年〕

高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス 専門学校ニ於テハ人格ノ陶冶及国体觀念ノ養成ニ留意スヘキモノトス（第一条）

〔1943＝昭和18年〕

専門学校ハ皇国ノ道ニ則リテ高等ノ學術技芸ニ関スル教育ヲ施シ国家有用ノ人物ヲ錬成スルヲ以テ目的トス（第一条）

「皇国ノ道ニ則リ」という文言が両者共通に加わり、「錬成」というタームも正面切って入ってきている。

しかし大学の場合は、大学令・帝国大学令ともに、目的規定に関して何等変更は行われなかった。すなわち大正の改革期に大学への「修身科」や「倫理教育」の導入を避けたことに象徴される学問研究・大学の理念が、ほぼそのまま継承された。

大学像や使命論に関してドイツの重要性は相変わらず主張され、重視の傾向は第二次大戦が決戦期を迎えるにつれてむしろますます強くなった。しかし他方、「研究と教育の双方を本質的な責務とする機関が大学である」という考え方のフレームは、揺らがなかった。

第二に、大学における「教育」の重要性は、前の時期に比べて遜色なく、認められた。

ただしその「教育」と「研究」との関わりはどうあればいいかというテーマになると、前の時期までとは全く異なる主張が登場した。すなわち「国体観念」あるいは「国体精神」という理念をもって学問と教育を繋ぐべきだという主張が顕在化し、前の時期までの学問・教育の「分離」ないし「背反」論の克服をめざすものとなった。

第三に、教育が重視されたとはいえ、大学の学術研究機関としての重要性が無視されたわけでは全くなかった。逆に、自然科学系の学問研究の重要性はかつてなく高く評価され、保護奨励された。学術政策を見る限り、第二次世界大戦下は、かつてなく科学技術の研究とその教授とが重視された時代であった。その基本的理由は、第二次世界大戦が本格的な現代戦争即ち国家総力戦であったことによる。後に述べるが、大学は安定的な研究基盤の一つとして重視され、施設的にも財政的にも拡大された。

これに対して社会科学・人文科学の分野に対しては、特に1920年代末以降、厳しい統制が加えられた。この統制は、「大学とは何か」を考えるいわゆる「大学論」をも対象とするものであった。

ちなみに社会科学の大学論が初めて登場したのは昭和期以降で、マルクス主義的あるいは自由主義的な社会歴史認識を土台にしていた。それらも当然、思想・言論統制の対象となった。（昭和初期の森戸辰男、河合栄治郎による大学論争。寺崎「大学の自治の理念」『大学の自己変革とオートノミー』1998年所収を参照）。

これに加えて経済恐慌のもとでの学士就職状況の深刻化も加わって、大学関係者自身の大学への考察が社会科学的に進められ、それらが公にされ始めたのがこの時期である。

しかし同時に、その考察の成果自体も、統制にさらされた。

ドイツ大学論はどう紹介されたか

戦時下の日本の学校教育論に大きな影響を与えたのは、ナチス支配下におけるドイツの教育の実践（典型的なものとしては青少年教育組織ヒットラー・ユーゲントの活動）と、一部の教育学者の教育論とであった。

しかし大学論に関して見ると、その影響は大きかったとは言えない。

ただし文部省は明確な関心を示した。

教育調査部は1939年に、1933年以降ドイツにおける大学規程にどのような変化が起きたかを伝える資料集を作成している（文部省教育調査部『一九三三年以後に於ける独逸大学に関する規定』1939）。1933年から1936年までのドイツにおける文部大臣命令をはじめとする大学関係諸規定を集めた資料集で、それらを解説した行政官等の文章も記載した。内容は広範であり、教員・学生の組織化、ナチス指揮下の大学教授の選考基準、学者の姿勢にも及ぶ論説が含まれていた。刊行の1939年は、日本では東京帝国大学経済学部を対象にいわゆる「平賀肅学」が行われた年であり、また専門学者・学術を対象とする学術組織「日本諸学振興委員会」の活動が本格化していた時期であった。すなわち大学の自治的運営への統制が深部におよび、他方、政府による専門諸学への統制・動員が本格化していた時期である。

もちろんこの時期に外国大学の事情を紹介したのは文部省だけではなく。また被紹介国もドイツだけではなく。例えばアメリカのそれも紹介された。

その例として、1938（昭和13）年には岡本成蹊によって、シカゴ大学学長であったR. ハッチンズの大学論が翻訳されている（ロバート・ハチンズ^(ママ)著、岡本訳『大学革新論』）。

原著はハッチンズの著になるアメリカ高等教育論であるが、しかしこの翻訳文献には慶應義塾大学教授・今泉孝太郎による付録論文が「独逸の大学統制」というタイトルのもとに付けられていた。今泉は、専らドイツの大学教授達がどのような「革新」を生み出しているか、特に学生団、助手団、教授団の組織化や学術・教育革新がどのように進行しつつあるか、そしてその結果が、国家に対する自治的運営というドイツ大学の伝統的運営原則にどのような改編を迫っているかを論じている。この付録論文がなぜ付けられたのか、訳者岡本と今泉との間にはどのような関係があったのかなどは、未詳である。しかし印象としてはまことに唐突な仕方で、「付録」とされている。

推測すれば、1938年という時期になると、アメリカ

の大学論の忠実な訳を刊行することは、内閣情報部の検閲や軍部の規制、さらに極右勢力による非難攻撃に触れる恐れが大いにあったのではあるまいか。また1938年は、東京帝国大学をはじめとする帝国大学の総長選挙・教官選考の手續に関して、荒木貞夫文部大臣が強行しようとした改編策動が起き、世論も学界も大学に大いに注目していた時期であった。このような時期に、大学の国家支配を断行していたドイツの動向を抜きにしてアメリカの大学教育論を訳出することは、大いに危険であったろう。本訳文と付録との奇妙な結合の理由は、このような点にあったと推測される。

次に二冊のドイツ大学論文献を見よう。

一つは、1939（昭和14）年刊行の山本饒訳『学徒の使命』（弘文堂刊）である。これはフィヒテによる講演の忠実な訳書であって、ナチス大学論とは全く縁のない内容であった。すなわち1794年、1805年、1811年の3回にわたってフィヒテが行った公開講演がそれぞれ「学者の使命に関する数回の講演」「学者の本質と自由の領域に於けるその諸現象とについて」「学者の使命に就いての五回の講演」と題されて、収められている。

なぜこの時局下に18、9世紀のフィヒテの大学論・学者論を訳出しなければならなかったか。これについて訳者は何も触れていない。ただし、訳者は国民精神文化研究所と関係を持った人物であったと見られ、この訳業の理由を論考「学者の本分」として同研究所の紀要に発表した、と序文に記している。それを参照すれば、あるいは本来の意図が分かるかも知れない。しかし今はその余裕がない。そこで訳文全体を通覧してみると、この書は、「学者」（Scholar）の本質を特に独逸的基盤の上に考察した、いわばフィヒテの学問構造論の総体を紹介しようとした文献であると思われる。特に、日本の学生達に「学徒」という位置づけのもと、どのような見識と覚悟が必要かを理解させることが訳出の主要な目的だったのではないかとと思われる。

「大学の自由」に関して論じた第2部中の第6講論文において、フィヒテは次のような一文を残している。

「他人が大学の自由に就いて何と考へやうとも、彼自身はそれを正しい意味に解する。即ち大学の自由をば、外的な規則が彼から取り去られる場合には自分で自分を戒めることを習ひ、他人が彼を監視しない場合には自分で自分を監視することを習ひ、外的な鼓舞が最早全く存しない場合には自分で自分を鼓舞することを習ひ、かくして彼の将来の高き職分の為に力を養ひ、己れを堅固にするための手段として、解するのである。」（山本訳）

この文章は、「大学の自由」の妥当なとらえ方の一つであるが、将来における自律した学者の候補として存在する学生たちに向けてのメッセージとして理解できるものである。1939年といえば日本の学生達が修業年限短縮・学徒出陣の対象となるにはまだ早い時点であった。従ってこうした論述と非常時下の大学・学生像とを繋いで読むには無理がある。しかしこのような訳業の刊行がこの時期になされたのは、学生達に何らかの新しい期待がかけられていたからだと見ることができよう。山本は、訳の推薦者として、東京帝大哲学教授の伊藤吉之助と京都帝大教育哲学教授の木村素衛とを挙げるが、真っ先に挙げているのは国民精神文化研究所研究主任・倫理学者紀平正美であった。

第二の文献は、原編輯者・フリッツ・シュトリヒに邦訳監修・石川鍊次を配した『アカデミーに於ける歴代碩学記念講演集 独逸大学の精神』（1944年、高山書院刊）である。

そもそも1944年という年に独逸大学の「精神」を謳う本が出たという事実からして憶測をかき立てられずにはいられない。狂熱的なナチス大学論・学問論、あるいはユダヤ系教授達を追放したアーリア民族至上主義のナチ斯的大学論・学問論が満載されているのではあるまいか、と。

しかし読み進めるうちに、このような先入観は消える。この本は副題にいうように、ドイツのベルリン・アカデミーのさまざまな記念式典の際に碩学達が行った14編の講演の忠実な訳文集である。

所収講演のうちシラーのそれは18世紀、他の11本が19世紀に行われたもので、時局色は全く見られない。しかも訳者たちは、当時におけるドイツ語学あるいは西洋史学の少壮学者たちであった。原講演者の名前を列挙すると、シラー、ミュラー、シェリング、ドロイゼン、ジーベル、ハルナック、トライチュケ、トレルチュといった哲学者、思想家、歴史家等である。訳者名を摘記すれば、竹山道雄、片山敏彦、堀米庸三、松田智雄、大村晴雄といった名が並ぶ。ほとんどすべて戦後には西洋史学、思想、文芸を担うようになる少壮学者たちであった。なお他に、現在戦時下の時局協力が取りざたされている高橋義孝も訳に加わっているが、1篇だけにとどまっている。添えられている「訳者紹介」欄を見ても、全10名の訳者のうち、監訳者の石川が東京都立高等学校（旧・府立高等学校）教授であったのをはじめ、他の9名中6名が高等学校（旧制）教授であり、他1名（堀米）が神戸商科大学予科教授であった。

この文献の刊行趣旨については、石川が長い「解説」を記している。しかしその大部分は、原編纂者シュトリヒの編輯趣意を要説したもので、ドイツ大学の理念

を確認したい、というだけのものであった。ただしその最後に、次のような時事的な文に始まる石川自身の感想が記されている。

「さてこれらの講演を一読して第一に感ぜられることは、ドイツの偉大なアカデミカーに於て、君侯に対する絶対忠誠と熾烈な祖国愛と真理追求の情熱とが、実に見事な詣音を奏でて居ることであります。この点、我国に於て、アカデミカーと云へば、普遍的真理探究の故を以て兎角聖なる祖国に対する関心薄く、他方熱烈な忠君愛国の士は、動ともすれば大学を白眼視する傾向があったことは、まことに遺憾であります。」

石川はまた、日本は「道義的世界観」を掲げて世界に発とうとしている。問われているのは大学および大学学徒の覚悟と責務である、として、次のように記している。

「素より独逸の大学は独逸の大学、日本の大学は日本の大学であります。たとへ彼が六百年の伝統を誇り、我が大学の伝統は百年に満たずとするとも、祖国に寄せる我等学徒の殉国の至情、真理探究の熾烈な情熱、善なるもの、美なるものに対する勇氣と愛に於て、絶対に彼等の後塵を拝する如きものであってはなりません。独逸は今年を以て建国一千百年を迎えます。然るに我々は万邦無比の国体を仰ぎ、二千六百余年の文化の伝統と遺産とを背負て居るのであります。奈良平安の文化燦然たる頃彼等は未だ幽暗な森林を馳駆して居た金髪の蛮族であったのであります。」

従って日本の大学を万邦無比のものに仕上げるのはわれらの度量にかかっている、というのが石川の論旨である。独逸大学への敬意と競争心、切り札として出てくる「国体」観念の情緒性と非論理性が遺憾なく記されている。

他方、ドイツ大学の紹介は、ここでは民族差別的・国粹主義的なものにはならず「アカデミカー」として合意できる水準にとどまらざるを得なかった。言い換えれば、国粹論、国体論の側から言えば軽蔑してしかるべき相手に、大学論というリンクの上では、敬意を表さざるを得なかった。石川という日本の「アカデミカー」は、そのような葛藤をカバーするために、こうした解説を付せざるを得なかったであろうと思われるのである。

教育と学問－関係を組み換える試み

先にもふれたように、学問と教育との関係、特に社会・人文科学領域の学問と教育との関係を、先ず区分し、次第に分離させ、やがて背反したものとする、という順で仕分けしてきた文教政策に対する大きな転換

が企てられたのも、昭和戦前期であった。

転換の企てが昭和期に入ってどう進んだかについて詳述する余裕はない。ただ戦時下学問の統制を分析した最近の著作を特に参照していただきたいと思う（駒込武・川村肇・奈須恵子編『戦時下学問の統制と動員＝日本諸学振興委員会の研究』、2011年、東京大学出版会刊。この研究には筆者も参加した）。

転換の最初のきっかけは、天皇機関説問題であった。同学説が憲法統治理論の定説であったこと、しかも法学部で教授される国家官僚の共通教養であったことが、右翼勢力を刺激した。議会で問題化し、次いで国体明徴を決議し、文部省は教学刷新評議会を設置し、次いで日本諸学振興委員会を発足させた、という1935年から36年にかけての学術統制の起点に関しても、ここに詳説することを避けよう。

ただ改めて強調しておかなければならないのは、文部大臣諮問機関・教学刷新評議会（1935～37）の答申が持っていた特徴である。

それは、従来の諸諮問機関の慣例に反して、具体的実施事項の第一に、大学・高等教育に関する改革方針を掲げた。なかでも大学教授の選任については「学識識見人格」と並んで「全体的思想傾向ニ着眼スベキモノトス」と明言し、教授と学生は「直接ニ接触シ」て人格陶冶を図り、指導訓育のための便益を図るよう設備上も留意すべきこととしていた。その結果達成されるのが「敬神崇祖」の精神の涵養であり、「日本人トシテノ自覚的訓練」の実践だというのである。

これは教育と学問を一体とした改編が政策の俎上にのぼったことを示す点で、近代日本の学問教育思想上画期的と言える転換であった。教育機関としての高等学校・大学予科・専門学校以下の「学校」と「大学」とを串刺しに貫く「教学理念」が示されている。それはまさに当の教学刷新評議会が答申で謳った「肇国ノ精神」であり、「国体」の原理であった。

それまで、これらを直接に大学・高等教育の目標原理とすることは、政府や枢密院等も避けていた。前の時期に、臨時教育会議が倫理・修身教育の大学への浸透を慎んだことは、前号で述べたとおりである。しかしこの区分は、少なくとも精神論のレベルでは、やすやすと取り除かれた。この後に起きる先述の高等学校令、専門学校令の変化と大学令の無変化とはこの精神的転換の限界を示すものだったが、少なくとも上記のような言説レベルでの変化は、無視できない画期性を持っていた。

大学教授に関しては、この5年後の1940（昭和15）年12月になって、文部省は、さらに徹底した関心を示す訓令を発した。「大学教授ハ国体ノ本義ニ則リ教学一体ノ精神ニ徹シ学生ヲ薫化教導シ指導的人材ヲ育成

シ得ベキ旨ノ訓令」（1940年12月4日、文部省訓令第29号）がそれである。

その解説に当たる文書では、大学教授が研究者であると共に教育者であるという責務を帯びていることは言うまでもないことである、と念を押したうえで「国家ニ須要ナル学術」の攻究と「国家思想ノ涵養」という大学令の文言とを繰り返し強調した。さらに、「教」と「学」とは本来一つに帰すべきものであって、大学教授は国体の本義に沿って学生の薫化誘導に当たるべきだと、教育勅語の筆者の一人である元田永孚の学問論を思わせる「教学一体論」を強調した。

学問・教育関係論は、区分論・分離論・背反論を脱して、一体論へと転換された。

他方、見逃せないのは、戦時下に「教育」というタームに代えて「錬成」という語が登場し、これが幼稚園から大学にいたる全レベルの教育を語る言葉となったことである。

先にも触れたように、「錬成」という言葉並びに実践は、大学・高等教育にも適用された。いくつかの大学の予科では真剣に実践され、また大学本科の教育改善のシンボルとして、座談会のテーマになったこともある（寺崎他編『総力戦体制と教育』1988年、東京大学出版会）。これなどもいわば「教学一体」を実践レベルで象徴する政策であり、また部分的ながら行われた実践であった。

ここで注目すべきことは、「教育」というタームの「錬成」への読み替えという作業の前には、小・中学校と高等学校・大学予科・専門学校・大学等の高等教育機関との間に、いかなる境界もなかったという事実である。これは、先に述べた「学問と教育の関係の転回」という作業と連動していた。言葉を換えると、国民の人間形成の全プロセスを戦争に振り向けなくてはならない、という国家総力戦の要請は、初・中・高等という区別なく、公教育全体に負わせられた。

学問の自由・大学の自治の状況

対象時期の学問の自由、大学の自治の状況について見ておこう。

京都帝国大学の沢柳政太郎事件を契機に、帝国大学総長と学部教授団との間における前もっての「協定」が認められ、さらに学部教授会があらゆる大学の学部に必置のものとされ、そもそもその学部が「分科大学」でなく教授集団（＝特定領域専門家集団）と重なる集団として新設された。本稿の冒頭部分や前号で記したこのような変化は、日本の大学が総合大学（ユニフェルジテート）という学問総合体に近づいたことを示した。公立大学・私立大学もこの志向性を前提とした上で、大学としての制度的地位を獲得した。

この状況のもとで、昭和期に入ると、学問の自由・大学の自治はどのような状況に置かれたであろうか。

先ず学問の自由について述べると、周知のように、人文・社会科学研究の自由は、昭和期のはじめには徐々に許容の幅を狭められたが、決定的には1935（昭和10）年の天皇機関説事件を契機として、特に強い統制のもとに置かれた。その統制がやがて大学キャンパスの内部にも及び、教授達の言論活動や講義内容に関しても官憲の目が行き届くにいった。

一方、大学の自治に関しては、①教官人事権と総長・学部長等の選挙権の所在の再検討、②天皇大権とそれらの権限との関係、がそれぞれ問われた。ここでは具体的な事件史を紹介することは控える。ただし、戦時下の学問・教育に関する最近の研究を見る限り、次のような点は確かめておいてよいだろう。

- 1) この時期の大学は、機関自体として国家行政の一部分ないし末端としての機能を果たすことを要請され、またその要請に応えた。

例えば政府関係の審議会の委員推薦あるいは照会、会合通知等、研究や活動に関する多くの情報が大学の事務部を通じて収集あるいは伝達され、行政事務遂行の不可欠のステップとなった観がある。（駒込他編の前掲『戦時下学問の統制と動員』における諸学振興委員会の活動と大学との関係記述（寺崎・奈須・駒込執筆）を参照）。

学問の自由との関係という観点から言いかえれば、大学特に官立大学の事務部は、大正期以降の制度的整備をバネに、その侵害機能の一部を代行する機構へと変化した。

- 2) 戦時下の厳しい環境のもとにあっても、国家行政権と学問研究の自由との関係において日本の大学関係者が全く屈服していたわけではない。公然たる抵抗も、抵抗としての沈黙も、また偽装としての権力追隨的な言説もあった。しかし特に研究及び研究者の組織化と学問の自由との関係については、当時の大学関係者たちはかなり厳格な識別意識を持っていたとみられる。

先述したように、大正中期には大学の自治的な制度の建設がかなりの程度達成されていた。ちなみに、戦後の日本の大学内部では大学の自由を取り戻す際に「大正期に帰ろう」というスローガンがしばしば聞かれたという。そのことから、大正期の大学改革は相当に高度の自治意識に支えられていたこと、そして他方、戦時下日本の大学関係者は大正期に建設された制度的特質やデモクラシーの時代精神をバネに、かなりの程度まで「守護壁」に恵まれていたこと、したがって彼等はアカデミックに覚醒した意識を持つにいたっていたことが推察される。司法当局に対してはもちろ

ん、軍部や政府に対しても、屈服しきっていたわけではなかった。

この時期のアカデミック・フリーダムの状況、特に大学人の意識レベルにおけるその存在・不存在を、「全称命題」として語るのは慎むべきであろう。

大学の学術研究機関としての重要性

さて対象時期に、大学の学術研究が振るわなかったわけではない。それどころか、機密的な軍事研究を含めて科学技術は極めて重視され、その研究を担当する大学の部局は拡張整備され、財政は大いに拡大した。

こうした拡張や拡大が数字上どのようなものであったか、またどの分野がどのように拡大し、敗戦を迎えてその結果的にどのような「結末」を迎えたかといった研究課題は、なお大きく残されていると言ってよい。

たとえば、理学系・工学系はもちろんのこと、医学系・薬学系・看護系といった分野では特に研究が重視され、中でも航空科学・通信科学・火器開発等の分野は極めて重視された。また、医学系・薬学系・看護系の専門教育が重視されたのは、もちろん軍医の需要や戦場医療の必要によるものであった。

加えて、科学者・技術者を組織し動員する「科学動員」についても、政府は英・米・仏の先例にならって、積極的に導入した。

これらはすべて学問的必要によるものではなく、国家総力戦としての第二次世界大戦のニーズによるものであった。

現代戦争としての特質を持つ第二次世界大戦は、長距離をカバーして大きな殺戮力を持つ先端兵器の開発を必要とただけでなく、拡大する一方の戦線を支える通信・交信技術の高度化を求めた。さらに「総動員」とも称されたように、前線・銃後を問わず、国民の知的・身体的エネルギーの総消費を不可欠とした。勝敗の分岐点は、科学・技術の開発競争の勝敗と重なっていた。「日本における戦争と科学技術の関係」は当時においてまさに不可分のものであり、今後の研究を必要としている。

この課題に迫るには通常の科学研究と戦争科学の研究とをどう区別するかといった難問があり、困難が予想される。

しかし研究の現段階で言えるのは、戦争の結果生まれたのが学術研究分野間のアンバランスだった、という点である。特に統制を受け抑圧にさらされることの多かった社会科学・人文科学系と振興・拡大の対象となった自然科学系との間には、大きな差が生まれた。

前者を見れば、特に治安維持法違反という理由のもとに多くの学者達が大学を追放されたし、いわゆる学生社会運動への弾圧はそれよりも早く進められた。併

行して国粹主義的右翼団体や個人からの大学批判が次々に繰り広げられた。この分野の教授達は、先述の通り、自分の専門領域を通じて進んで国策と戦争に協力するか、逆に沈黙を守るか、あるいは「偽装」的行動を取るかの選択を迫られた。

これに対して、後者すなわち自然科学系の研究者や大学関係者たちがどのように行動し戦時下の自分の行動をいかに総括しているかについては、全体的・実証的な解明が遅れているという印象を受ける。これまで指摘されたことは、戦後において科学者の責任は「戦争責任」というかたちではなく「敗戦責任」として追求されたこと、戦時下には中等学校の「自然科学組」のような新手の英才教育が行われたこと、小・中学校の自然科学系教科の教科書がめざましく改良されたこと、等の諸点である。大学史研究の重要部分として（できれば比較研究の視点をも持つ）研究課題として、今後検討されるべきテーマであろう。

それはともかく、対象時期の間において、大学自身からはもちろん、政府・軍部等からも、大学の研究機関性が否定されたことは全くなかった。また上述のニーズの側からしても、敗戦の時まで、自然科学研究特に軍事科学研究の重要性が否定されることなど、全くなかった。

1942, 3 年段階に入っても、武器・火薬等の研究、熱帯科学・戦陣医学等の、軍事面で必要となった諸分野に関する附置研究所が、官立大学・帝国大学には次々と新設された。それらは戦後、占領軍によって多く解体されたり、また大学自身によって改編されたりしたもの、先に述べた二つの領域間のアンバランスは、拡大の一途を遂げつつ、戦争の終結を迎えた。

終わりに

以上、前号に続く時期の大学本質観を概観してきた。

この期間、大学・高等教育は「機関」としてみればかつてない拡大と「多層化」を迎え、さらに大正末期・昭和初期の高等教育拡大政策を経て戦前最大の量的拡大を迎えていた。戦後日本は、この「多層化」を大学の「多様化」とし、さらに学習と研究の機会を「主権者としての国民の権利の一つ」という観点のもとに拡大する、という課題を負うことになる。

ここでは、上記のような状況の下、大正期に確認された近代的な大学の理念とドイツ風の大学観とが、少なくとも制度的にはほとんど変化せず、大学にいたっては法令（勅令）の目的規定すら変わらずに存在し続けた、ということを確認しておこう。また、そうした存在の仕方は、戦争のニーズと外部からの政治的圧力にもかかわらず保持された、ということも、記しておこう。

この時期の大学の歴史を正確に、そして全体として明らかにするには、制度面からの研究だけでは到底足りない。膨張と緊縮に満ちたアンバランスを経験した大学財政史の探求、高等教育・大学に関して政策主体はどのように変わったか（軍部の参与その他）、学者集団の構成の変移と意識の変化、研究内容の質的变化、大卒人材の需要の変動等が、専門領域を超えて研究されなければ、前進は不可能であろう。また、「科学体制」という言葉を関した文献が多く出版されたのも決戦段階下のことであった。その「体制」の中に大学はどのような位置を占めていたか。探究すべき課題は限りなく残されている。本稿はその序説に過ぎない。

立教学院本部調査役、東京大学・桜美林大学名誉教授
中部大学 客員教授
Visiting Professor, Chubu University